



2024 年 6 月 1 日改訂

地域密着型通所介護
介護予防通所サービス
トレーニング型デイサービス ぷらすワン
重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(介護保険事業所番号 2277203101)



トレーニング型デイサービス ぷらすワン
指定地域密着型通所介護・指定介護予防通所サービス 重要事項説明書

1. 運営の方針

創立の精神「キリスト教精神に立って・・・必要な福祉サービスを総合的に提供する」（定款）を運営基盤に、職員は愛と奉仕の姿勢を持ち『あなたのために』という法人の理念の実現を目指し、利用者の意思を尊重して、生きる力を支え、生きがいのある自立生活を支援することを運営の方針とします。

2. 事業者及び事業所の概要

事業者の名称	十字の園
主たる事務所の所在地	静岡県浜松市浜名区細江町中川 7220-11
電話番号	053-414-1400
法人の種別及び名称	社会福祉法人
代表者職	理事長
代表者氏名	鈴木淳司
事業所の名称	トレーニング型デイサービス ぷらすワン
事業所の所在地	静岡県浜松市中央区三方原町 3014 番 1
管理者氏名	古橋美恵子
電話番号	053-582-8181
介護保険事業所番号	2277203101
指定年月日	平成 26 年 2 月 1 5 日
交通の便	聖隷三方原病院バス停徒歩 10 分

3. 職員の概要

職員の配置は、介護保険法に基づく基準を遵守しています。

管理者 常勤兼務	1 名	従業者の管理及び業務の管理を一元的に行います。
生活相談員 常勤兼務	1 名 以上	利用申込に係る調整、利用者及びその家族との相談、苦情の対応、また居宅介護支援事業者等他の機関との連絡調整を行います。
介護職員 常勤兼務・非常勤専任	1 名 以上	利用者の心身の状況等を的確に把握し、日常生活の介護、観察、記録を行います。また生活機能の維持向上に努め、機能訓練の補助を行います。
機能訓練指導員 常勤専任・常勤兼務	1 名 以上	日常生活を営むのに必要な機能の維持向上の訓練、指導を行います。

4. 定員及び施設の概要

定員	地域密着型 10 名×2 単位 午前 10 名 午後 10 名
延床設備	95.92 m ²
機能訓練室面積	54.79 m ²
施設の構造	木造 2 階建
その他の設備	共用トイレ・機能訓練室・事務室 送迎車

5. 営業日時及びサービス内容

(1) 営業日時

営業日	月曜日～金曜日まで ただし、12月31日から1月3日まで及び事業所の定めた臨時休業日を除きます。
営業時間	午前8時00分から午後5時00分まで
サービス提供時間 2単位	① 午前8時55分から午後0時00分まで ② 午後1時10分から午後4時15分まで

(2) サービス内容

- 機能訓練

機能訓練指導員が利用者の心身の状況に応じて計画した日常生活に必要な機能の回復、その減退を防止するための訓練を実施します。

- 健康管理

体調や血圧等の確認を行います。

- 送迎

居宅から事業所までの送迎及び乗降の介助を行います。

通常の事業の実施地域は、浜松市浜名区（引佐町金指、細江町小野、細江町気賀、細江町中川、細江町広岡、細江町三和、）、中央区（大原町、新都田、豊岡町、根洗町、東三方町、三方原町、三幸町、花川町、大山町、桜台、深萩町、和光町）の区域とします。

- 日常生活における相談及び助言

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行います。

- その他日常生活上の支援

利用者に必要な日常生活上の世話及び支援を行います。

6. 利用料等

(1) 指定地域密着型通所介護の利用料

- 別紙をご参照ください。

(2) 指定介護予防通所サービスの利用料

- 別紙をご参照ください。

(3) その他の費用

- 別紙をご参照ください。

(4) 料金の支払方法

毎月、15日頃に前月分の利用料の請求をいたします。お支払い方法は27日付（27日が土・日・祝祭日の場合繰り下がり）の口座自動振替です。予め預金残高をお確かめ下さい。

(5) キャンセル料

キャンセルする場合は、事業所に連絡してください。下記のとおり連絡がなく、サービス提供をキャンセルした場合には、下記の料金を頂きます。ただし、利用者の体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料はいただきません。

ア 利用前のキャンセルの場合

利用日前日午後6時までにご連絡いただいた場合	無料
利用日前日午後6時までにご連絡がなかった場合	1日の基本料金の10%

介護予防通所サービスをご利用の場合、キャンセル料の請求はありません。

イ 利用中のキャンセルの場合

サービスを利用している期間でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

7. 職員の遵守事項

事業所では、利用者に対してのサービス提供に当たり、次のことを守ります。

- 利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- 利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、利用者又は代理人の請求に応じて閲覧、複写物を交付します。

- ・事業者及びサービス従事者または従業員は、サービス提供にあたって知り得た利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。
- ・事業者は、「介護サービスの情報公開制度」の主旨に基づき事業所の情報を公開します。

8. サービス利用に当たっての留意事項

- ・施設、設備、敷地は本来の用途に従って利用してください。故意に又は注意を怠ったことによって、施設、設備を壊したり、汚したりした場合は利用者の自己負担での修繕や相当の代価をいただく場合があります。また、事業所の職員や他の利用者に対し迷惑を及ぼす宗教活動、政治活動、営利活動はお止め下さい。
- ・事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。
- ・特別な事由により事業所が許可したもの以外、持ちこみでの飲食はできません。

9. 緊急時の対応方法

サービス提供中に、利用者に容体の変化等があった場合は、速やかにご家族に連絡を取り、利用者の主治医等への連絡や受診の援助を行います。

10. 非常災害対策

非常時の対応	火災、天災等、災害時は速やかに安全を確保し人命救助に努めます。東海地震、警戒宣言発令の際は、施設内の安全な場所で待機し、ご家族にお迎えをいただくことを原則とします。 地域の非常対策に則した行動と可能な限りの援助に努めます。
防災設備	スプリンクラー 非常散水栓 消火器 非常通報装置 非常食 救護用担架 救護用薬品等
消防計画	消防署への届出および、防火管理者の設置 内容： 防災機構、自主防災、避難・救援活動、教育・訓練など

11. 虐待防止のための措置

事業所では、虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。

12. 感染症予防の取り組み

事業所では、当該事業所において感染症が発生、又は蔓延しないように、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。

13. 苦情処理

サービス提供に関する苦情や相談は、下記の窓口でお受けします。

苦情受付窓口

受付時間	月曜日～金曜日 8時30分～17時30分	
事業所の苦情受付窓口	リーダー	川端美香
苦情解決責任者	管理者	古橋美恵子
法人第三者委員	落合克能 辻村幸則	053-439-1400 053-436-6076

行政の苦情受付窓口	浜松市役所健康福祉部介護保険課 053-457-2374 中央福祉事務所長寿支援課 中央区役所内 053-457-2324 中央福祉事務所長寿支援課 西行政センター内 053-597-1119 浜名福祉事務所長寿保険課 北行政センター内 053-523-2863 静岡県国民健康保険団体連合会介護保険課 054-253-5590 静岡県福祉サービス適正化委員会 053-653-0840
------------------	---

年 月 日

事業所は、利用者へのサービス提供開始に当たり、上記のとおり重要事項を説明しました。

説明者職名 氏名 印

私は、事業所により上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

また利用者の希望により、円滑な援助を行うため医療機関等に心身等の情報提供の必要がある場合、事業者が利用者の情報を関係機関へ提供することに同意します。

利用者 住 所

氏 名 印

身元保証人 住 所

続 柄 () 氏 名 印